

愛知県医療提供体制確保支援金（施設整備事業）交付要綱

（通則）

第1 愛知県医療提供体制確保支援金（施設整備事業）（以下「支援事業」という。）の支給については、予算の範囲内において支給するものとし、その支給に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2 この支援事業は、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備が困難となっている医療機関等に対し、支援金の支給による支援を行うことを目的とする。

（支援金の内容）

第3 別表に定める国庫補助事業に基づいて実施する愛知県補助事業の交付対象となる医療機関等であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に愛知県補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修（以下「施設整備」という。）に係る本体工事の契約を締結している医療機関等その他厚生労働大臣が認める者であって、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に愛知県補助事業の交付対象となる施設整備に着手している者に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する。

（支援事業の支給額）

第4 支援事業の支給額は、次により算定したものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1及び別表2の第1欄に定める交付要綱について、第2欄にそれぞれ掲げる補助事業ごとに、同表の第4欄に掲げる構造別に、第5欄に定める物価高騰を反映した単価と実契約工事単価とを比較して少ない方の単価を選定する。
- (2) (1)により選定された単価と第6欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第7欄に定める基準面積と実契約工事整備面積とを比較して少ない方の面積及び第8欄に定める調整率又は補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(申請手続)

第5 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別紙様式1のとおりとし、その提出部数は、1部とする。

2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める。

(申請の取下げ)

第6 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7 支給対象者は、支援事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた給付金の額に変更をきたさない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(支援事業の中止又は廃止)

第8 支援事業対象者は、支援事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第9 支援事業対象者は、支援事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、支援事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、別紙様式2のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、知事が別に定める期日までとする。

(支援金の交付)

第11 支援金は、支援事業の完了後支給する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(支援金の額の確定)

第 12 知事は、第 10 による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該支援事業の成果が支援金の支給の決定の内容に適合するものと認めたときは、支給すべき支援金の額を確定し、支援事業対象者に対し通知する。

(支援金の精算)

第 13 支援事業対象者は、第 12 の規定により支援金の額が確定した場合及び第 7 の規定に基づく計画変更の承認を受けた場合であって、概算払で支給された金額が支給額を上回っている場合は、その金額を知事が指定する期日までに返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 14 支援事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 3 により、速やかに知事に報告しなければならない。提出部数は 1 部とする。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 15 規則第 20 条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定められている期間又は、それに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第 20 条第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上のものとする。

3 給付事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その支給した給付金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第 16 支援金の支給を受けた支援事業対象者が地方公共団体である場合には、支援事業対象者は支援事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、

その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 支援金の支給を受けた支援事業対象者が地方公共団体以外の場合には、支援事業対象者は支援金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、支援事業の完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(支援金の返還)

第17 知事は、支援事業の支給を受けた開設者又は開設者であった者が次に掲げる事項に該当する場合、支給を行った支援金全額の返還を求める。

- (1) 支援金の支給を受けた日以降、正当な理由なく施設整備を行わない場合。
- (2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により支援金の支給を受けたと認める場合。

(実施細則)

第18 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。